

接続約款変更届出書

令和6年2月29日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

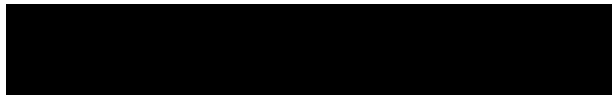
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年3月7日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧					
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	
(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>94,326</u> 円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>98,955</u> 円	月額	
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>9,432</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>9,895</u> 円	月額	
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>89,267</u> 円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>80,035</u> 円	月額	
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>8,926</u> 円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>8,003</u> 円	月額	
	<u>令和8年4月1</u>	<u>(ア) 10Mbpsの</u>	<u>92,753</u> 円	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>もの</u> <u>(イ) 10Mbpsを</u> <u>超える1Mbpsご</u> <u>とに</u>	<u>9,275円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA方式)直収パケット接続機能(L2接続)	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)			(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)			(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>94,326円</u>	月額			(ア) 10Mbpsのもの	<u>98,955円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>9,432円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>9,895円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>89,267円</u>	月額			(ア) 10Mbpsのもの	<u>80,035円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>8,926円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>8,003円</u>	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbpsの</u> <u>もの</u>	<u>92,753円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(イ) 10Mbpsを</u> <u>超える1Mbpsご</u> <u>とに</u>	<u>9,275円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(3) MVNO回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	(3) MVNO回線管理機能	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)

	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>86</u> 円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>85</u> 円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>84</u> 円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>82</u> 円	月額
	<u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>84</u> 円	<u>月額</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
附則 (略) <u>附 則(令和6年2月28日 MKS2402270003750001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和6年3月7日から実施します。</u>					附則 (略)				